

令和6年9月以降の保育料について

高取町では、令和6年9月から、子育て支援及び少子化対策の一つとして、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、第2子以降の保育料（利用者負担額）を、「きょうだいの年齢」や「世帯の所得」に関係なく無償といたします。

つきましては、子どもが同一世帯に2人以上いる場合、「施設」の保育料（利用者負担額）が第2子以降無償となります。

（「施設」とは、保育所、認定こども園等をいいます。）

現在「施設」に入所（園）しており、対象となる世帯については、保育料変更通知を送付しますので手続きは不要です。

ただし、きょうだいが生計を同一としている必要があり、住民票上別住所に居住している「生計を同一にするきょうだい」がいる場合は申立が必要となります。

なお、3歳児クラス以上の副食費においても、保育料同様に年齢制限を撤廃し、第3子以降は免除とします。

※保育料の市町村民税所得割課税額の算定では、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額、配当割額・株式等譲渡所得割控除は適用せず、控除前の金額で算定します。また、令和6年9月から令和7年8月の保育料につきましては、「定額減税反映後」の所得割課税額を用いて算定します。

| | 市町村民税所得割額 | 多子カウント制限 | 第2子 |
|-------------------|-----------------------|----------|-----|
| 一般世帯 | 57,700円未満 (非課税世帯等) | なし | 無償 |
| | 57,700円未満 | なし | 無償 |
| | 57,700円以上 | あり→なし | 無償 |
| 特定世帯 (ひとり親世帯等) | 77,101円未満 | なし | 無償 |
| | 77,101円以上 | あり→なし | 無償 |

問い合わせ

高取町福祉課

0744-52-3334

裏面へ続く

多子カウント制限撤廃イメージ図

令和6年8月まで

小学校就学前まで

小学校1年生以上



第2子扱い

第1子扱い

カウントしない

令和6年9月から

小学校就学前まで

小学校1年生以上



第4子扱い

第3子扱い

第2子扱い

第1子扱い